

「第6次岡山県保健医療計画」素案に対する ご意見等の募集について

県では、平成18年4月に第5次岡山県保健医療計画を策定し、さらに平成20年3月には、医療制度改革の動向や医療連携体制の構築等の新たな課題に適切に対応するため、必要な改訂（追加・増補版の策定）を行ったところですが、本年度で当該計画の期間が終了することから、保健医療関係者や有識者の方々を構成メンバーとする岡山県保健医療計画策定協議会を設置し、同協議会の意見を踏まえ、「第6次岡山県保健医療計画」の素案を取りまとめました。

つきましては、この計画素案に対して、次により県民の皆様からご意見等を募集します。

1 計画素案の公表方法

岡山県保健福祉部医療推進課のホームページに掲載しているほか、県庁医療推進課（県庁5階）、県政情報室（県庁4階）、県民室（県庁1階）、各県民局総務課、各地域事務所地域総務課、各県保健所、各県保健所支所、きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）及び県立図書館（1階閲覧室入口）に備え付けています。

〈岡山県保健福祉部医療推進課ホームページアドレス〉

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=34

※〈岡山県HPトップページの注目情報「パブリック・コメントを募集しています」〉から、または、〈組織で探す→保健福祉部→医療推進課〉から入ることができます。

2 ご意見等の提出方法

お名前、ご住所（市町村名のみで結構です）、電話番号、性別、年齢、関係項目（どの部分についてのご意見か）を明記の上、次のいずれかの方法により、ご意見等をお寄せください。

なお、電話でのご意見等はお受けできませんので、ご了承ください。

郵便	〒700-8570 岡山県保健福祉部医療推進課 あて ※郵便番号とあて先を記入すれば、住所の記載は不要です。
ファクシミリ	086-224-2313 岡山県保健福祉部医療推進課 あて
電子メール	iryo@pref.okayama.lg.jp
インターネット	岡山県保健福祉部医療推進課のホームページ「【ご意見等の募集】岡山県保健医療計画(素案)について」の意見入力フォームに入力し、送信してください。

3 募集期間

平成22年12月15日（水）～平成23年1月17日（月）必着

4 提出いただいたご意見等の公表方法

提出いただいたご意見等の概要とそれに対する県の考え方、素案を修正した場合の内容などを県のホームページで公表します。（お名前、ご住所及び電話番号を公表することはありません。）

なお、ご意見等をいただいた方あてに個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

また、賛否の結論だけを示したご意見や、趣旨が不明確なご意見等には、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 問い合わせ先

岡山県保健福祉部医療推進課計画推進班
電話：086-226-7321（直通）

「第6次岡山県保健医療計画」の素案について

1 計画の趣旨及び性格

医療法第30条の4第1項に基づき、都道府県が策定する医療計画であり、県民の高い健康水準の確保を目指し、少子・高齢化に対応した長期的、包括的な保健医療体制の整備を推進するための基本指針となるもので、県の保健医療行政の基本となる計画です。

2 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、保健医療の動向、社会・経済情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて検討を行い、計画を見直すこととします。

3 計画の基本理念

「すべての県民がいきいきとした生活を送れるよう、県内どこに住んでいても質の高い保健医療サービスが効率的に受けられる体制の充実」を基本理念とし、限られた医療資源を有効・効率的に活用しながら、住民・患者の視点に立った、医療情報の提供や疾病の予防・治療・リハビリテーション、介護までのより良質で効率的な保健医療体制の確立を目指すこととします。

4 「第6次岡山県保健医療計画」(素案)の概要

別紙のとおり

5 素案策定の経緯

(平成22年)

3月12日	第1回岡山県保健医療計画策定協議会 (策定方針、スケジュール等の説明)
5月25日	第2回岡山県保健医療計画策定協議会 (医療関係有識者からの提言)
7月30日	第3回岡山県保健医療計画策定協議会 (骨子の検討)
10月5日	第4回岡山県保健医療計画策定協議会 (素案の検討)
11月18日	第5回岡山県保健医療計画策定協議会 (素案の決定)

6 今後の予定

(平成22年)

12月15日	パブリック・コメントの募集開始 岡山県医師会等医療関係団体、市町村等への意見聴取
--------	---

(平成23年)

1月17日	パブリック・コメントの募集終了
2月17日	第6回岡山県保健医療計画策定協議会 (計画案の決定)
2月下旬～ 3月中旬	岡山県医療審議会への諮問・答申
3月末	第6次岡山県保健医療計画の策定・公表 (策定後、県議会へ報告)

第6次岡山県保健医療計画の概要

保健医療を取り巻く環境の変化

- 少子・高齢化の進展、人口減少社会の到来
- 生活習慣病の増加などの疾病構造の変化
- 医療技術の高度化・専門化
- 新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生



安全で安心な保健医療体制を構築するため、第6次岡山県保健医療計画を策定

計画の体系

岡山県の保健医療の現状

保健医療圏（一次・二次・三次保健医療圏）

基準病床数（基準病床数の算定、療養病床の再編成、有床診療所の特例）

医療提供体制の整備

- 医療機関の役割分担と連携の推進
- 安全・安心な医療の提供
- 医薬分業の定着支援

疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

- 医療法で定める4疾病
- 医療法で定める5事業
- 居宅等における医療（在宅医療）の確保

地域保健医療・生活衛生対策の推進

- 精神保健医療対策
- 臓器移植・骨髄移植医療対策
- 感染症対策
- 難病対策
- 健康危機管理対策
- 医薬安全対策
- 生活衛生対策

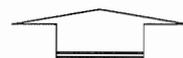
保健・医療・介護（福祉）の総合的な取り組みの推進

- 健康増進
- 母子保健
- 学校保健
- 職域保健
- 高齢者支援
- 心身障害児（者）支援
- 歯科保健
- 保健所の機能強化
- 健康づくりボランティアの育成

保健医療従事者の確保と資質の向上

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 看護職員
- その他の保健医療従事者

地域保健医療計画：○ 県南東部保健医療圏 ○ 県南西部保健医療圏 ○ 高梁・新見保健医療圏
○ 真庭保健医療圏 ○ 津山・英田保健医療圏



計画の推進体制と評価の実施

計画の数値目標

保健医療圏

保健医療圏は、保健医療資源の効率的かつ適正な配置を図るとともに、保健医療機関相互の機能分担と連携を推進し、保健医療提供体制の体系化を図るための地域単位です。

二次保健医療圏については、従来どおりの5圏域としています。

また、県全体の保健医療計画とともに、二次保健医療圏ごとの「地域保健医療計画」を策定し、その圏域における保健医療の課題を明らかにし、必要な対策を講じることにしています。

圏 域	医師数	歯科医師数	薬剤師数	看護師数
県南東部保健医療圏	2,941(320.6)	1,025(111.7)	2,191(238.9)	8,857(965.6)
県南西部保健医療圏	1,835(256.7)	477(66.7)	1,070(149.7)	6,269(877.1)
高梁・新見保健医療圏	106(147.5)	39(54.3)	87(121.1)	474(659.6)
真庭保健医療圏	81(159.0)	26(51.0)	60(117.8)	500(981.6)
津山・英田保健医療圏	354(182.6)	105(54.1)	311(160.4)	1,669(860.7)
合 計	5,317(272.9)	1,672(85.8)	3,719(190.9)	17,769(912.2)
全 国	(224.5)	(77.9)	(209.7)	(687.0)

(資料：厚生労働省「平成20年医師・歯科医師・薬剤師調査」等)

※ () は人口10万対比

基準病床数

基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を図ることを目的として、医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき定めるものです。

病床は、入院医療を必要とする患者が入院治療に必要な期間利用できるよう、効率的かつ適切に活用されなければなりません。このため、入院医療の確保に当たっては、医療機関相互又は医療機関と保健・福祉施設等との機能の分担と連携を一層推進していく必要があります。

病 床 区 分	保 健 医 療 圏	基準病床数	既存病床数
療養病床及び一般病床	県南東部保健医療圏	9,790	10,308
	県南西部保健医療圏	8,043	8,840
	高梁・新見保健医療圏	666	916
	真庭保健医療圏	628	810
	津山・英田保健医療圏	2,045	2,018
	合 計	21,172	22,892
精 神 病 床	県 全 域	5,356	5,807
感 染 症 病 床	県 全 域	26	26
結 核 病 床	県 全 域	76	281

(注) 既存病床数は平成22年4月1日現在